

平成22年4月1日
地方独立行政法人秋田県立療育機構規程第5号

地方独立行政法人秋田県立療育機構職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立療育機構就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第2項に基づき、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）に支給する給与の決定及び支払い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与の決定及び支払い等に関し、この規程に定めのない事項については、秋田県が制定する条例及び当該条例の規定に基づき秋田県人事委員会が定める規則並びにこれらの規定に基づいて秋田県知事が定める細目において定める給与の決定及び支払い等の手続等の例による。

(給与)

第3条 この規程で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第4条 給料は、就業規則第11条、第14条及び第15条までに規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に係る勤務の対償として職員に支給する。

(給与の口座振替による支払)

第5条 給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

(給与からの控除)

第6条 前条の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項に基づく協定により給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して給与を支払うものとする。

(給料表)

第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 医療職給料表(別表第2)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

(3) 技能職給料表(別表第3)

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4に定める級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)のとおりとする。

(初任給の基準)

第8条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

- 2 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が別に定める基準に定める資格を有していること。

ア 事務職給料表の職務の級六級、七級及び八級

イ 医療職給料表(1)の職務の級三級及び四級

ウ 医療職給料表(2)の職務の級六級

エ 医療職給料表(3)の職務の級六級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について別表第5に定める級別資格基準表(以下「級別資格基準表」という。)に定める資格を有していること。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第9条又は第10条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等(学歴免許等の資格については、別表第7に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。)の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

- 4 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 5 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、別表第8に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号

数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

- 6 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、理事長が別に定めるところにより号給を調整することができる。
- 7 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前項の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。
 - (1) 国家公務員及び地方公務員
 - (2) 他の一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に規定する一般地方独立行政法人をいう。)に常時勤務する職員
 - (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者
- 8 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある医師等の職に職員を採用しようとする場合で、第6項の規定による場合にはその採用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。
- 9 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第2項第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第6項から前項までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。
- 10 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。
- 11 第3項から前項までに規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

(昇格)

- 第9条 職員を昇格(職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。
- 2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

- 第10条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
 - 3 理事長は、前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

- 第11条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。))にあつては、1号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定め基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別の場合の昇給)

- 第12条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がいの状態となった場合等、その他特に必要があると認められる場合には、昇給をさせることができる。

(復職時等における号給の調整)

- 第13条 休職又は休暇のため勤務しなかつた職員が復職し、若しくは再び勤務するに至つた場合において他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

- 第14条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとする。
- 2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。
- 3 給料の調整額(第16条第3項に規定する給料の調整額をいう。)、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当については、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当

は一の給与期間の分を翌月の給料支給の日までに支給するものとする。

- 5 特殊勤務手当のうち手当の額が月で定められているものは、前項の規定にかかわらず、給料の支給方法に準じて支給する。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

第15条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、昇給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規則第16条に規定する休日及び同規則第17条に規定する週休日（以下「休日等」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第16条 理事長は、職員のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にあることにより、第4条に規定する給料表を適用することが適当でないと思えられる職にある職員に対しては、その特殊性に基づき、給料を調整することができる。

- 2 給料の調整を行う職は、別表第10に定める給料の調整に係る適用区分表（以下「適用区分表」という。）の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 第1項の規定に基づき調整される額（以下「給料の調整額」という。）は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第10の2に定める調整基本額表（以下「調整基本額表」という。）の調整基本額欄に掲げる額（その額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 4 給料の調整額は、その調整前における給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の2.5をこえてはならない。
- 5 第3項の規定による給料の調整額が、秋田県人事委員会規則7-2「給料の調整額」の一部を改正する規則（平成18年4月1日施行）の施行日前日の給料の調整額（附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該調整額に $\frac{100}{100}$ 分の99.76を乗じて得た額）に達しない職員にあつては、平成22年3月31日までの間、第3項の規定による給料の調整額のほか、施行日前日の給料の調整額と第3項の規定による給料の調整額との差額に相当する額に、 $\frac{100}{100}$ 分の2.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。なお、この項における職員には、平成18年4月1日以降に秋田県職員及び地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び区分は別表第11のとおりとし、支給額は別表第11の2に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定による管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 100 分の 25 を超えてはならない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。
- 5 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。
- 6 第2項の規定による管理職手当の額が、秋田県人事委員会規則7-3「管理職手当」の一部を改正する規則(平成19年4月1日施行)の施行日前日の管理職手当の額(附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該管理職手当の額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額)に達しない職員にあつては、平成23年3月31日までの間、第2項の規定による管理職手当の額のほか、施行日前日の管理職手当と第2項の規定による管理職手当との差額に相当する額に次に掲げる期間の区分に応じ、定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。なお、この項における職員には、平成19年4月1日以降に秋田県職員及び地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。
 - (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100 分の 50
 - (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100 分の 25

(初任給調整手当)

- 第18条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職として新たに採用された職員に対して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
 - 3 初任給調整手当を支給する期間の区分及び支給額は、別表第12に掲げるとおりとする。
 - 4 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
 - 5 その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者

が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料月額及び給料の調整額の月額(以下「給料の月額」という。)、並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県及び法人が設置する公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)

(2) 第23条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県及び法人が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具及び自転車その他理事長がこれに準ずると認めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車（自動二輪車を除く。）を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

イ 自動車（自動二輪車を除く。）以外の交通の用具を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が別に定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）が40,000円を超えるときは、

支給単位期間につき、40,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が40,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、40,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月(前項の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌月)の給料の支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第23条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
- 3 理事長が別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 夜間看護等手当
- (3) 防疫業務手当

(放射線取扱手当)

第25条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したとき（月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第8条第2項及び第3項（ただし書を除く。）に規定する測定方法により測定した場合に100マイクロシーベルト以上であった場合に限る。）に支給する。

- (1) エックス線その他の放射線を照射する作業
- (2) 前号に掲げるもののほか、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第1条第1号に規定する管理区域内、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の16第1項に規定する管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務、これらの管理区域に一時的に立ち入る作業又は同令第7条第1項に規定する緊急作業

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した月1月につき7,000円とする。

(夜間看護等手当)

第25条の2 夜間看護等手当は、看護師若しくは准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる看護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円
- (2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

(防疫業務手当)

第25条の3 防疫業務手当は、職員がコロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の身体に接触して又は患者等に接して行

う業務その他理事長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、4,000円とする。

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第28条 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間外に勤務した勤務の時間が一箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第33条の規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときには、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分150（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、その割合に100分25を加算した割合）を減じた割合を乗じた額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

4 前各項の規定にかかわらず、理事長が定めるところによりあらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く)に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第29条 就業規則第18条第1項第2号及び3号に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務する

ことを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第31条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務1回につき、20,000円とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。また、その勤務が行われる時間が、勤務が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日で退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、当該各号に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第32条 第17条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の理由により、休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第17条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額(ただし当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

ア 別表第11の規定による区分が2種 10,000円

イ 別表第11の規定による区分が3種 8,000円

ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 6,000円

エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 4,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額

ア 別表第11の規定による区分が2種 5,000円

イ 別表第11の規定による区分が3種 4,000円

ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 3,000円

エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 2,000円

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第33条 勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間数で除した得た額とする。

- (1) 給料
- (2) 初任給調整手当
- (3) 地域手当
- (4) 寒冷地手当

2 前項の1箇月の平均所定労働時間数は、当該年度の総日数から、当該期間中における休日等の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。

3 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

第34条 第27条に規定する給与の減額の基礎となる勤務しない時間数並びに第28条から第30条までに規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間における全時間数(時間外勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、給与の減額については当該全時間又は端数を切り捨て、その他のものについては当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第37条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- (1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
- (2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の117.5(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第37条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の97.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別表第14で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮し、同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当の不支給)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第77条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条第2項の規定により解雇された職員(同項第3号に該当して解雇された職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認

めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、理事長に対し、取消しの理由を明示した書面で、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

- 第38条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第35条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第51条第2第3号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合(第4項において「期間率」という。)に職員の勤務成績による割合(第5項において「成績率」という。)を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当

の月額合計額を加算した額に、100分の97.5(特定幹部職員にあつては、100分の117.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。
- 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第15に定める割合とする。
- 5 成績率は理事長が定めるものとする。
- 6 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と読み替えるものとする。
- 7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第38条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第39条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において秋田県内に在勤する職員(理事長が別に定める職員を除く。)に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
17,800円	10,200円	7,360円

- 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職者の給与)

第40条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が、同規則第40条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が同規則第40条第1項第3号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「前条第一項」とあるのは、「第40条第6項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第41条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(補則)

第42条 この規程に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(法人移行職員等に係る給料の決定)

2 地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項及び地方独立行政法人秋田県立療育院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（平成22年秋田県条例第1号）第1条の規定により秋田県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表
医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
医療職給料表（2）	医療職給料表（2）

医療職給料表（3）	医療職給料表（3）
現業職給料表	技能職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

(平成18年度の給料切替えに伴う経過措置)

- 4 法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者のうち、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年秋田県条例第5号)の施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額について、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)の3分の2に相当する額を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額の3分の1に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

- 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する第16条第4項及び第35条第4項(38条第6項

において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第16条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前項の規定による給料の額(以下「差額相当額」という。)との合計額」と、第35条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」とする。

- 6 第6項の規定により、差額に相当する額を給料として支給される職員のうち、給料月額と差額相当額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第17条第3項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「当該職員の給料月額と差額相当額との合計額」とする。
- 7 理事長が別に指定する職員の平成22年6月に支給する期末手当の額は、第35条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 理事長が別に指定する職員の平成22年6月に支給する勤勉手当の額は、第38条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する勤勉手当基礎額に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。(第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。(別表第13自動車等使用者の通勤手当の月額改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第33条第1項及び第38条第2項改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、地域手当の支給割合、
単身赴任手当額及び管理職員特別勤務手当の改正)

(経過措置)

2 平成28年1月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額
が同日において受けていた給料月額に達しない場合には、平成30年12月31日までの間、給料月額の
ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(地域手当の支給割合、単身赴任手当額及び勤勉手当の支給
割合改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(昇格時号給対応表改正)

2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(期末、勤勉手当の加算割合改正)

(経過措置)

一 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.25年
医療職給料表(三)	主査等	3年	0.75年

二 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.5年
医療職給料表(三)	主査等	3年	1.5年

三 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.75年
医療職給料表(三)	主査等	3年	1.25年

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。(夜間看護等手当額の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 3 第38条第2項中、「100分の77.5」を「100分の82.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(扶養手当額の改正)

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、次の表に定める額を扶養手当として支給する。

区分	支給額
配偶者	10,000円
子	8,000円
父母等	6,500円
配偶者がいない場合の子	10,000円
配偶者がいない場合の父母等	9,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第38条第2項中、「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(別表第11 管理職手当を支給する職及び区分)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、夜間看護等手当額の改正)
- 2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合の改正)
(経過措置)
- 3 第38条第2項中、「100分の82.5」を「100分の92.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(別表第4 級別標準職務表、別表第5 級別資格基準表、
別表第6 初任給基準表)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)
- 2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合、勤務1時間当たりの給与額の算出の改正)
(経過措置)
- 3 第38条第2項中、「100分の87.5」を「100分の97.5」に、「100分の107.5」を「100分の117.5」に改め、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(管理職手当を支給する職及び区分の改正)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(別表第4 級別標準職務表、別表第5 級別資格基準表、
別表第6 初任給基準表、別表第10 給料の調整に係る適用区分表)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合の改正)
(経過措置)
- 2 第35条第2項中、「100分の122.5」を「100分の120.0」に、「100分の102.5」を「100分の100.0」に改め、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(給料月額、期末手当の支給割合の改正)

(経過措置)

2 第35条第2項中、「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の97.5」を「100分の92.5」に改め、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(別表第11 管理職手当を支給する職及び区分)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年11月1日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

2 第38条第2項中、「100分の92.5」を「100分の102.5」に、「100分の112.5」を「100分の122.5」に改め、令和4年12月1日から施行する。

別表第1 事務職給料表

事務職									
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	147,181	196,946	233,213	266,155	291,843	321,562	365,585	411,119	461,792
2	148,289	198,760	234,824	267,968	294,060	323,778	368,204	413,537	464,915
3	149,498	200,573	236,336	269,781	296,175	326,095	370,622	416,056	467,937
4	150,606	202,386	237,947	271,897	298,190	328,311	373,241	418,473	470,959
5	151,714	203,897	239,358	273,609	300,104	330,527	375,155	420,388	473,981
6	152,822	205,711	241,070	275,423	302,220	332,542	377,674	422,705	477,003
7	153,930	207,524	242,581	277,236	304,436	334,759	379,991	424,820	480,026
8	155,038	209,337	244,193	279,251	306,451	336,975	382,509	427,036	483,149
9	156,046	210,949	245,301	281,266	308,365	338,889	384,927	429,051	485,869
10	157,456	212,762	246,813	283,280	310,682	341,105	387,647	431,167	488,991
11	158,766	214,576	248,424	285,194	312,898	343,120	390,266	433,282	492,014
12	160,075	216,389	249,734	287,109	315,215	345,336	392,986	435,398	495,137
13	161,284	217,799	251,245	289,123	317,331	347,150	395,404	437,110	497,857
14	162,795	219,613	252,655	291,037	319,446	349,164	397,721	438,924	500,174
15	164,306	221,325	253,965	292,951	321,662	351,179	399,937	440,938	502,491
16	165,918	223,139	255,375	294,765	323,778	353,194	402,355	442,953	504,808
17	167,127	224,851	256,887	296,578	325,692	354,907	404,168	444,867	506,923
18	168,638	226,564	258,398	298,593	327,707	356,921	406,183	446,681	508,334
19	170,149	228,176	260,110	300,708	329,722	358,735	408,097	448,494	509,845
20	171,660	229,787	261,924	302,723	331,736	360,649	409,911	450,207	511,255
21	172,970	231,198	263,535	304,637	333,449	362,563	411,825	452,020	512,464
22	175,690	232,910	265,248	306,753	335,564	364,477	413,638	453,531	513,874
23	178,309	234,522	266,860	308,768	337,579	366,492	415,451	454,941	515,385
24	180,929	236,134	268,472	310,883	339,695	368,406	417,365	456,452	516,896
25	183,548	237,141	270,386	312,596	341,105	370,420	419,179	457,863	518,005
26	185,260	238,653	272,199	314,711	343,019	372,335	420,690	459,172	519,113
27	186,872	240,063	273,912	316,726	344,933	374,349	422,201	460,482	520,322
28	188,585	241,272	275,624	318,741	346,847	376,364	423,813	461,691	521,530
29	190,096	242,481	277,337	320,453	348,459	377,875	425,425	462,698	522,538
30	191,808	243,690	279,049	322,468	350,373	379,689	426,734	463,404	523,445
31	193,622	244,697	280,863	324,584	352,287	381,502	428,044	464,209	524,351
32	195,334	245,906	282,374	326,699	354,101	383,114	429,253	464,915	525,258
33	196,946	247,215	283,885	327,908	356,015	384,927	430,462	465,620	526,064
34	198,357	248,223	285,799	329,923	357,828	386,337	431,771	466,426	526,970
35	199,868	249,432	287,612	331,837	359,641	387,849	433,081	467,131	527,676
36	201,379	250,741	289,526	333,953	361,354	389,460	434,290	467,735	528,179
37	202,688	251,648	291,138	335,867	362,764	390,871	435,499	468,239	528,885
38	203,998	252,958	292,851	337,781	364,074	392,080	436,304	468,843	529,489
39	205,207	254,167	294,664	339,796	365,484	393,288	437,110	469,448	530,295
40	206,517	255,476	296,477	341,710	366,895	394,397	437,916	470,052	530,899
41	207,826	256,887	297,988	343,624	368,204	395,505	438,521	470,556	531,403
42	209,136	258,297	299,701	345,538	369,111	396,714	439,226	471,060	
43	210,445	259,506	301,212	347,351	370,219	397,923	439,931	471,463	
44	211,755	260,715	302,824	349,265	371,327	399,031	440,636	471,765	
45	212,863	261,924	304,436	350,776	372,133	399,736	441,442	472,067	
46	214,173	263,132	306,148	352,187	373,040	400,441	442,248		
47	215,482	264,442	307,760	353,698	373,946	401,146	442,651		
48	216,792	265,550	309,473	355,209	374,853	401,851	443,356		
49	217,900	266,658	310,379	356,821	375,760	402,456	443,860		
50	219,008	267,766	311,891	357,627	376,566	403,060	444,263		
51	220,016	269,076	313,402	358,835	377,372	403,564	444,666		
52	221,124	270,386	315,013	359,843	378,177	403,967	445,069		
53	222,232	271,393	316,625	360,749	378,883	404,370	445,472		
54	223,239	272,501	318,237	361,858	379,588	404,672	445,875		
55	224,146	273,811	319,849	362,764	380,293	404,974	446,278		

別表第1 事務職給料表

事務職									
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	9級 給料月額
56	225,153	275,120	321,360	363,872	380,998	405,277	446,580		
57	225,456	276,027	322,871	364,779	381,502	405,579	446,882		
58	226,262	277,035	324,080	365,484	382,106	405,881	447,285		
59	227,067	277,941	325,289	366,189	382,711	406,183	447,587		
60	227,773	279,049	326,498	366,895	383,316	406,485	447,890		
61	228,478	280,157	327,203	367,298	383,819	406,788	448,192		
62	229,485	281,165	328,110	367,902	384,524	407,090			
63	230,291	282,072	328,916	368,607	385,129	407,392			
64	231,097	283,079	329,722	369,312	385,733	407,694			
65	231,802	283,583	330,628	369,615	386,136	407,997			
66	232,507	284,489	331,031	370,320	386,740	408,299			
67	233,414	285,194	331,736	371,025	387,345	408,601			
68	234,421	286,101	332,542	371,730	387,949	408,903			
69	235,127	287,109	333,348	372,032	388,352	409,105			
70	235,731	287,914	334,053	372,637	388,856	409,407			
71	236,235	288,720	334,759	373,342	389,360	409,709			
72	236,940	289,526	335,464	373,946	389,964	410,011			
73	237,746	290,332	335,967	374,249	390,266	410,213			
74	238,350	290,836	336,572	374,853	390,669	410,515			
75	238,955	291,239	337,076	375,558	391,072	410,817			
76	239,458	291,743	337,680	376,163	391,475	411,019			
77	240,164	291,944	337,982	376,566	391,777	411,220			
78	240,869	292,246	338,486	377,069	392,080	411,522			
79	241,574	292,448	338,889	377,674	392,382	411,825			
80	242,078	292,851	339,393	378,177	392,684	412,026			
81	242,581	293,052	339,796	378,681	392,886	412,228			
82	243,287	293,254	340,299	379,286	393,188	412,530			
83	243,992	293,657	340,803	379,789	393,490	412,832			
84	244,697	293,959	341,307	380,092	393,691	413,034			
85	245,301	294,261	341,609	380,494	393,893	413,235			
86	246,007	294,563	342,012	380,998	394,195				
87	246,712	294,865	342,516	381,401	394,497				
88	247,417	295,268	342,918	381,804	394,699				
89	247,921	295,571	343,221	382,207	394,900				
90	248,424	295,974	343,624	382,711	395,203				
91	248,727	296,276	344,127	383,114	395,505				
92	249,130	296,679	344,530	383,517	395,706				
93	249,432	296,880	344,732	383,819	395,908				
94		297,082	345,135						
95		297,384	345,638						
96		297,787	346,041						
97		297,988	346,243						
98		298,291	346,646						
99		298,694	347,049						
100		299,097	347,351						
101		299,298	347,653						
102		299,600	348,056						
103		300,003	348,459						
104		300,305	348,862						
105		300,507	349,366						
106		300,809	349,769						
107		301,212	350,172						
108		301,514	350,575						
109		301,716	351,078						

別表第1 事務職給料表

事務職									
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
110		302,119	351,481						
111		302,522	351,784						
112		302,824	352,086						
113		303,025	352,590						
114		303,227							
115		303,529							
116		303,932							
117		304,134							
118		304,335							
119		304,637							
120		304,939							
121		305,342							
122		305,544							
123		305,846							
124		306,148							
125		306,451							

別表第2のア 医療職給料表(1)

医療職(1)				
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	249,800	335,000	399,000	471,700
2	252,300	338,000	401,900	474,000
3	254,800	340,900	404,500	476,200
4	257,300	343,800	407,200	478,500
5	259,500	346,500	409,800	480,700
6	263,300	349,700	412,200	482,900
7	267,100	352,800	414,900	485,100
8	270,900	355,900	417,300	487,300
9	274,500	358,700	419,500	489,300
10	278,500	361,400	422,200	491,400
11	282,500	364,500	424,800	493,500
12	286,500	367,700	427,500	495,600
13	290,300	370,600	429,900	497,700
14	294,300	374,100	432,400	499,800
15	298,200	377,100	434,800	501,900
16	302,100	380,700	437,300	504,000
17	305,800	384,300	439,300	506,100
18	309,400	387,000	441,700	508,100
19	312,900	389,500	444,000	510,100
20	316,500	392,100	446,400	512,100
21	320,100	394,900	447,900	513,900
22	323,800	397,200	450,300	515,700
23	327,300	399,700	452,600	517,600
24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200

別表第2のア 医療職給料表(1)

医療職(1)				
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		

別表第2のイ 医療職給料表(2)

医療職(2)							
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
1	152,117	189,794	225,254	251,447	283,079	329,419	373,846
2	153,527	191,406	226,866	252,655	284,993	331,434	376,566
3	154,938	193,017	228,478	253,864	287,109	333,650	379,185
4	156,348	194,629	230,090	255,275	289,123	335,867	381,905
5	157,557	196,140	231,500	256,484	291,239	337,680	384,323
6	159,370	197,651	233,112	257,692	293,354	339,896	387,043
7	161,083	199,263	234,623	258,901	295,268	341,911	389,662
8	162,695	200,774	236,235	259,909	297,283	344,127	392,382
9	164,306	202,386	237,343	261,218	299,298	345,941	394,497
10	166,019	204,099	238,854	262,024	301,313	348,056	396,814
11	167,631	205,711	240,264	263,032	303,328	350,172	399,031
12	169,444	207,423	241,473	264,039	305,342	352,287	401,247
13	170,955	208,834	243,085	265,349	307,357	353,798	403,362
14	172,869	210,445	244,495	266,558	309,271	355,813	405,377
15	174,884	212,057	245,704	268,169	311,387	357,727	407,392
16	176,798	213,669	247,115	269,580	313,402	359,742	409,508
17	178,712	215,079	247,921	271,091	315,416	361,555	411,321
18	180,526	216,691	249,130	272,803	317,431	363,570	413,336
19	182,339	218,404	250,338	274,516	319,547	365,585	415,250
20	184,253	220,116	251,447	276,229	321,662	367,600	417,365
21	186,066	221,426	252,857	278,042	323,476	369,413	419,179
22	187,577	222,937	253,764	279,754	325,490	371,428	420,790
23	189,088	224,347	254,771	281,467	327,304	373,543	422,402
24	190,600	225,859	255,879	283,079	329,319	375,659	423,913
25	192,211	227,269	257,088	284,892	331,031	377,069	425,425
26	193,521	228,679	258,297	286,605	332,945	378,883	426,734
27	195,032	229,989	259,707	288,418	334,960	380,696	428,044
28	196,443	231,299	261,218	290,030	336,975	382,409	429,353
29	197,954	232,608	262,629	291,743	338,284	384,222	430,663
30	199,162	234,019	264,241	293,556	340,098	385,733	431,872
31	200,472	235,530	265,852	295,369	341,810	387,345	433,081
32	201,782	236,940	267,363	297,283	343,624	389,057	434,189
33	203,192	237,947	268,774	298,996	345,336	390,367	435,398
34	204,602	239,257	270,486	300,708	347,150	391,677	436,607
35	205,912	240,264	272,098	302,522	349,064	392,986	437,816
36	207,322	241,473	273,710	304,335	350,877	394,195	439,024
37	208,431	242,783	275,221	305,645	352,690	395,303	440,334
38	209,740	244,093	276,732	307,357	354,403	396,512	441,140
39	211,050	245,201	278,344	308,868	356,015	397,620	441,543
40	212,359	246,510	279,754	310,480	357,727	398,728	442,248
41	213,468	247,820	281,266	312,193	358,936	399,534	442,752
42	214,676	248,827	282,877	313,905	360,044	400,340	443,155
43	215,885	250,036	284,590	315,517	361,253	401,146	443,558
44	217,094	251,144	286,303	317,230	362,462	401,952	443,961

別表第2のイ 医療職給料表(2)

医療職(2)							
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
45	218,303	252,252	287,814	318,136	363,671	402,355	444,364
46	219,411	253,562	289,526	319,547	364,477	402,960	444,767
47	220,419	254,872	291,239	321,058	365,686	403,463	445,170
48	221,527	256,081	292,851	322,670	366,794	403,866	445,472
49	222,534	257,692	294,060	324,080	367,801	404,269	445,774
50	223,542	259,103	295,671	325,390	368,809	404,571	446,177
51	224,448	260,312	296,981	326,599	369,816	404,874	446,479
52	225,456	261,521	298,593	327,908	370,823	405,176	446,781
53	225,758	262,629	299,902	329,016	371,629	405,478	447,084
54	226,564	263,938	301,414	330,024	372,435	405,780	
55	227,269	265,248	302,824	331,132	373,342	406,082	
56	228,075	266,356	304,335	332,139	374,249	406,385	
57	228,780	267,162	305,342	332,643	374,752	406,687	
58	229,687	268,472	306,551	333,550	375,558	406,989	
59	230,392	269,781	307,760	334,356	376,364	407,291	
60	231,097	271,091	309,171	335,262	377,170	407,694	
61	232,004	271,998	310,480	336,068	377,573	407,896	
62	232,709	273,206	311,689	336,370	378,278	408,198	
63	233,616	274,516	312,999	336,975	378,983	408,500	
64	234,623	275,826	314,208	337,680	379,689	408,802	
65	235,227	276,632	315,618	338,284	380,092	409,004	
66	235,933	277,740	316,424	338,990	380,696		
67	236,638	278,646	317,230	339,695	381,401		
68	237,343	279,754	318,036	340,400	382,006		
69	238,048	280,762	318,640	341,105	382,409		
70	238,653	281,769	319,345	341,609	382,912		
71	239,257	282,877	320,050	342,213	383,416		
72	239,761	283,986	320,655	342,818	383,920		
73	240,466	284,590	321,360	343,120	384,524		
74	241,171	285,295	321,562	343,724	385,028		
75	241,876	285,799	322,166	344,228	385,632		
76	242,380	286,605	322,770	344,833	386,237		
77	242,783	287,411	323,375	345,336	386,740		
78	243,387	288,015	323,879	345,840	387,244		
79	243,992	288,620	324,382	346,344	387,748		
80	244,596	289,224	324,886	346,747	388,251		
81	244,898	289,929	325,490	347,049	388,554		
82	245,301	290,433	325,994	347,351	389,057		
83	245,704	290,836	326,397	347,754	389,460		
84	246,007	291,239	326,901	348,056	389,863		
85	246,309	291,440	327,405	348,560	390,266		
86		291,642	327,807	348,862			
87		291,843	328,009	349,164			

別表第2のイ 医療職給料表(2)

医療職(2)							
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
88		292,045	328,412	349,467			
89		292,448	328,815	349,870			
90		292,649	329,218	350,172			
91		292,851	329,621	350,575			
92		293,052	330,024	350,977			
93		293,455	330,326	351,280			
94		293,657	330,527	351,582			
95		293,858	330,930	351,884			
96		294,160	331,233	352,187			
97		294,563	331,434	352,489			
98		294,865	331,736	352,892			
99		295,067	332,039	353,295			
100		295,369	332,341	353,698			
101		295,671	332,542	354,201			
102		295,873	332,844	354,604			
103		296,074	333,247	355,007			
104		296,377	333,449	355,410			
105		296,679	333,650	355,914			
106			333,852				
107			334,255				
108			334,456				
109			334,658				
110			335,061				
111			335,464				
112			335,867				
113			336,068				

別表第2のウ 医療職給料表(3)

医療職(3)					
号給 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	166,523	193,823	241,977	264,643	289,224
2	167,933	195,939	243,790	265,651	290,937
3	169,444	198,054	245,604	266,558	292,548
4	170,855	200,069	247,417	267,666	294,362
5	172,265	202,185	248,827	268,169	296,074
6	173,776	204,502	250,137	269,177	297,888
7	175,287	206,819	251,245	269,983	299,600
8	176,798	209,035	252,555	270,889	301,313
9	178,007	211,352	253,562	271,998	303,227
10	179,720	212,762	254,569	272,703	304,939
11	181,332	214,173	255,476	273,811	306,652
12	182,843	215,382	256,383	275,020	308,365
13	184,253	216,792	257,592	276,329	309,876
14	186,268	218,202	258,700	277,437	311,488
15	188,283	219,713	259,506	278,646	313,301
16	190,297	220,922	260,513	280,057	315,114
17	192,413	222,333	261,017	281,366	316,827
18	194,528	223,844	261,924	282,676	318,439
19	196,644	225,355	262,931	283,683	320,151
20	198,760	226,866	263,737	284,892	321,864
21	200,774	227,974	264,643	286,504	323,274
22	202,991	229,687	265,550	288,116	324,785
23	205,207	231,399	266,457	289,426	326,296
24	207,423	233,112	267,464	290,735	327,807
25	209,337	234,421	268,673	292,045	329,218
26	210,647	236,134	269,580	293,657	330,628
27	211,856	237,847	270,789	295,369	332,139
28	213,165	239,559	271,998	296,880	333,751
29	214,374	241,171	273,206	298,190	334,859
30	215,482	242,581	274,617	299,802	336,370
31	216,792	243,891	276,128	301,414	337,781
32	218,001	244,999	277,437	303,126	339,292
33	219,310	246,208	279,049	304,537	340,904
34	220,620	247,316	280,460	306,048	342,415
35	221,930	248,223	281,669	307,659	344,027
36	223,239	249,331	282,877	309,271	345,538
37	224,347	250,238	284,489	310,581	347,250
38	225,758	251,346	285,698	311,991	348,862
39	227,067	252,252	287,109	313,402	350,373
40	228,478	253,361	288,317	315,013	351,985
41	229,384	253,764	289,627	316,525	353,194
42	230,795	254,670	291,138	317,935	354,705
43	232,205	255,577	292,649	319,345	356,216
44	233,616	256,282	294,261	320,856	357,627

別表第2のウ 医療職給料表(3)

医療職(3)					
号給 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
45	234,824	257,088	295,571	321,662	359,238
46	236,235	257,995	296,981	323,073	360,246
47	237,544	258,901	298,492	324,483	361,757
48	238,854	259,909	300,003	325,994	363,066
49	239,861	260,916	301,111	327,102	364,477
50	240,970	261,924	302,421	328,513	365,887
51	241,977	263,132	303,630	329,822	367,197
52	243,085	264,341	305,040	331,132	368,607
53	243,992	265,449	306,451	332,542	370,118
54	245,100	266,860	307,760	333,953	371,327
55	246,007	268,169	309,171	335,363	372,435
56	247,014	269,479	310,581	336,673	373,644
57	247,719	270,990	311,387	337,579	374,752
58	248,727	272,501	312,596	338,889	375,659
59	249,432	273,912	313,805	340,098	376,666
60	250,238	275,322	315,215	341,407	377,674
61	251,044	276,732	316,323	342,516	378,278
62	252,051	278,042	317,633	343,422	379,084
63	252,857	279,452	318,942	344,631	379,890
64	253,864	280,560	320,151	345,941	380,696
65	254,771	281,971	321,461	347,049	381,401
66	255,577	283,482	322,770	348,258	382,106
67	256,685	284,993	324,080	349,467	382,912
68	257,592	286,504	325,390	350,575	383,617
69	258,398	287,612	326,095	351,582	384,222
70	259,405	289,123	327,203	352,590	384,826
71	260,312	290,634	328,311	353,698	385,531
72	261,319	292,045	329,218	354,806	386,136
73	262,729	293,052	330,527	355,612	386,841
74	264,039	294,463	331,233	356,720	387,345
75	265,147	295,671	332,341	357,828	387,949
76	266,255	296,981	333,550	358,936	388,453
77	267,263	298,391	334,658	359,641	388,856
78	268,270	299,701	335,867	360,447	389,460
79	269,479	300,910	336,975	361,253	389,964
80	270,486	302,220	338,184	361,958	390,266
81	271,393	302,723	339,292	362,563	390,568
82	272,400	303,932	340,400	363,066	391,072
83	273,509	305,040	341,407	363,671	391,475
84	274,617	306,249	342,516	364,175	391,777
85	275,423	307,357	343,422	364,779	392,080
86	276,329	308,566	344,430	365,283	392,583
87	277,437	309,775	345,336	365,887	393,087
88	278,546	310,883	346,344	366,391	393,490

別表第2のウ 医療職給料表(3)

医療職(3)					
号給 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
89	279,352	312,193	347,351	366,794	393,792
90	280,258	313,402	348,157	367,197	394,195
91	281,064	314,611	348,963	367,801	394,699
92	282,072	315,819	349,769	368,305	395,102
93	282,978	316,625	350,373	368,607	395,505
94	283,986	317,331	350,978	369,111	
95	284,892	318,036	351,683	369,514	
96	285,900	318,640	352,287	369,816	
97	286,504	319,345	352,690	370,420	
98	287,310	319,648	353,093	370,924	
99	287,914	320,252	353,597	371,428	
100	288,821	320,957	354,000	371,932	
101	289,627	321,360	354,504	372,536	
102	290,433	321,965	354,907	373,040	
103	291,239	322,569	355,410	373,543	
104	292,045	323,173	355,813	373,946	
105	292,750	323,576	356,115	374,551	
106	293,254	324,080	356,619	375,055	
107	293,757	324,584	357,022	375,558	
108	294,261	325,087	357,324	376,062	
109	294,463	325,490	357,828	376,666	
110	294,765	325,893	358,332	377,069	
111	294,966	326,196	358,835	377,573	
112	295,369	326,498	359,339	378,077	
113	295,671	326,901	359,843	378,681	
114	295,873	327,304	360,346		
115	296,276	327,707	360,850		
116	296,578	328,009	361,253		
117	296,880	328,210	361,656		
118	297,183	328,513	362,059		
119	297,485	328,916	362,563		
120	297,888	329,117	363,066		
121	298,190	329,319	363,469		
122	298,593	329,621	363,973		
123	298,895	329,923	364,477		
124	299,298	330,225	364,981		
125	299,500	330,427	365,283		
126	299,701	330,729			
127	300,003	331,132			
128	300,406	331,333			
129	300,608	331,535			
130	300,910	331,736			
131	301,313	332,139			
132	301,716	332,341			

別表第2のウ 医療職給料表(3)

医療職(3)					
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
133	301,917	332,643			
134	302,220	333,046			
135	302,622	333,449			
136	302,925	333,852			
137	303,126	334,154			
138	303,428	334,557			
139	303,831	334,960			
140	304,134	335,363			
141	304,335	335,665			
142	304,738	336,068			
143	305,141	336,370			
144	305,443	336,773			
145	305,645	337,076			
146	305,846	337,479			
147	306,148	337,881			
148	306,551	338,284			
149	306,753	338,587			
150	306,954	338,990			
151	307,257	339,393			
152	307,559	339,796			
153	307,962	340,198			
154	308,163				
155	308,365				
156	308,667				
157	308,969				
158	309,271				
159	309,574				
160	309,876				
161	310,279				
162	310,581				
163	310,883				
164	311,185				
165	311,588				
166	311,891				
167	312,193				
168	312,495				
169	312,898				

別表第3 技能職給料表

技能職					
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	133,279	184,958	206,718	253,361	282,072
2	134,185	186,469	207,927	254,569	283,986
3	135,193	187,980	209,337	255,678	285,597
4	136,099	189,391	210,647	256,786	287,310
5	137,107	190,600	211,956	257,692	289,123
6	138,114	192,111	213,367	258,901	290,735
7	139,121	193,521	214,777	260,009	292,347
8	140,129	194,831	216,188	261,218	293,959
9	140,935	196,241	217,497	262,326	295,470
10	141,942	197,248	219,109	263,132	297,283
11	142,950	198,558	220,721	264,341	298,996
12	144,058	199,666	222,131	265,550	300,809
13	144,864	200,875	223,340	266,558	302,220
14	145,871	201,983	224,851	267,565	303,932
15	146,878	203,091	226,362	268,472	305,544
16	147,886	204,199	227,672	269,378	307,055
17	148,994	205,106	228,579	270,386	308,566
18	150,304	206,214	229,284	271,494	310,178
19	151,512	207,222	230,190	272,501	311,790
20	152,721	208,229	231,198	273,307	313,502
21	153,829	209,136	232,004	274,315	314,510
22	155,038	210,244	233,515	275,221	315,920
23	156,247	211,352	234,824	276,229	317,331
24	157,456	212,359	235,933	277,035	318,842
25	158,564	213,266	237,343	277,840	319,950
26	160,075	214,173	238,653	278,949	321,461
27	161,586	214,878	239,962	280,057	322,871
28	163,098	215,785	241,272	281,165	324,282
29	164,508	216,691	242,078	282,072	325,893
30	165,918	217,900	243,287	283,180	327,102
31	167,429	218,908	244,596	284,187	328,412
32	168,940	219,814	245,704	285,194	329,621
33	170,351	220,419	246,813	285,900	330,729
34	172,164	221,628	248,021	286,806	331,636
35	173,977	222,736	249,130	287,713	332,744
36	175,791	223,945	250,338	288,821	333,852
37	177,503	224,448	251,648	289,426	334,960
38	179,216	225,556	252,655	290,332	336,068
39	180,929	226,765	253,965	291,239	337,076
40	182,641	227,773	255,275	292,146	338,083
41	184,152	228,579	256,282	292,750	339,090
42	185,563	229,787	257,491	293,757	340,098
43	186,872	230,795	258,398	294,765	341,105
44	188,283	231,903	259,707	295,671	342,113
45	189,794	233,011	260,513	296,377	343,019
46	191,103	233,918	261,521	297,283	344,027
47	192,514	235,026	262,629	298,190	345,034
48	193,924	236,033	263,535	299,097	346,041

別表第3 技能職給料表

技能職					
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
49	195,234	237,041	264,744	299,802	346,948
50	196,342	238,048	265,752	300,406	347,855
51	197,450	239,056	266,860	301,111	348,761
52	198,659	240,063	267,565	301,917	349,567
53	199,767	241,171	268,472	302,522	350,373
54	200,875	242,178	269,580	303,328	351,179
55	201,782	242,884	270,789	304,033	351,985
56	202,890	243,589	271,998	304,738	352,690
57	203,998	244,495	272,803	305,443	353,395
58	205,005	245,402	273,811	306,148	354,201
59	206,013	246,309	274,919	306,954	355,007
60	207,020	247,014	275,926	307,659	355,712
61	208,128	247,820	276,934	308,264	356,418
62	209,035	248,727	278,042	308,969	357,123
63	209,942	249,633	278,848	309,674	357,828
64	210,848	250,540	279,956	310,379	358,533
65	211,554	251,346	280,762	310,883	359,138
66	212,359	252,152	281,568	311,387	359,641
67	213,065	252,958	282,374	311,991	360,145
68	213,871	253,663	283,180	312,596	360,649
69	214,273	254,368	283,784	313,200	361,052
70	214,878	254,972	284,590	313,603	
71	215,180	255,375	285,396	314,107	
72	215,583	255,778	286,101	314,611	
73	215,785	255,980	286,907	314,913	
74	216,188	256,383	287,612	315,416	
75	216,691	256,887	288,418	315,920	
76	217,296	257,390	289,224	316,323	
77	217,497	257,692	289,828	316,525	
78	218,202	258,095	290,332	316,827	
79	218,706	258,599	290,836	317,129	
80	219,210	259,103	291,239	317,431	
81	219,915	259,405	291,642	317,733	
82	220,217	259,707	292,045	318,036	
83	220,822	260,009	292,548	318,338	
84	221,527	260,312	293,052	318,640	
85	222,131	260,513	293,455	318,842	
86	222,534	260,715	294,060	319,245	
87	222,937	261,017	294,664	319,547	
88	223,642	261,319	295,268	319,748	
89	224,146	261,521	295,571	319,950	
90	224,650	261,722	296,074	320,252	
91	225,153	262,125	296,578	320,554	
92	225,556	262,326	296,981	320,856	
93	225,959	262,629	297,384	321,058	
94	226,362	263,032	297,888	321,360	
95	226,765	263,334	298,391	321,662	
96	227,067	263,636	298,895	321,864	

別表第3 技能職給料表

技能職					
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
97	227,370	263,838	299,197	322,065	
98	227,873	264,140	299,600	322,368	
99	228,377	264,341	300,104	322,670	
100	228,881	264,643	300,608	322,871	
101	229,284	264,946	301,011	323,073	
102	229,787	265,147	301,414		
103	230,392	265,449	301,716		
104	230,996	265,752	302,018		
105	231,399	265,953	302,320		
106	231,903	266,155	302,723		
107	232,205	266,457	303,126		
108	232,608	266,658	303,529		
109	232,810	266,961	303,831		
110	233,213	267,263	304,234		
111	233,716	267,565	304,637		
112	234,119	267,766	304,939		
113	234,321	267,968	305,141		
114	234,824	268,270	305,443		
115	235,328	268,472	305,745		
116	235,832	268,673	305,947		
117	236,134	268,975	306,148		
118	236,537	269,278	306,451		
119	236,940	269,580	306,753		
120	237,343	269,882	306,954		
121	237,746	270,083	307,156		
122		270,285	307,458		
123		270,587	307,760		
124		270,889	307,962		
125		271,091	308,163		
126		271,292	308,465		
127		271,595	308,768		
128		271,897	308,969		
129		272,098	309,171		
130		272,300	309,473		
131		272,602	309,775		
132		272,904	309,976		
133		273,106	310,178		
134		273,307			
135		273,609			
136		273,912			
137		274,113			

別表第4 級別標準職務表

(1) 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主任の職務 2 主査の職務
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う副主幹の職務
6級	1 困難な業務を行う主幹 2 本部課長の職務 3 本部次長の職務 4 事務部長

(2) 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務 2 科長の職務 3 部長の職務
3級	1 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う科長、部長の職務 2 センター長、副センター長の職務
4級	1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

(3) 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 言語聴覚士の職務 6 歯科技工士の職務 7 臨床工学技士の職務

2 級	1 薬剤師の職務 2 公認心理師の職務 3 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う薬剤師の職務 4 困難な業務を行う公認心理師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 副主幹の職務 2 科長補佐の職務 3 主幹の職務 4 特に困難な業務を行う主査の職務

(4) 医療職給料表(3)級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師の職務 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う看護師の職務 4 特に困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 看護部長、看護部次長、看護師長、 1 副主幹の職務 2 特に困難な業務を行う主任の職務 3 4 級に掲げる職務で特に高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務 4 総看護部長、副総看護部長の職務

(5) 技能職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5 級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第5 級別資格基準表

(1) 事務職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
	高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2
			0	8	12	16	18
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(2) 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師 歯科医師	大学6卒		4
		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(3) 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 公認心理師	大学卒			5	3	2
		0		5	8	10
栄養士 衛生検査技師	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診療放射線技師	大学卒			5	3	2
		0		5	8	10
臨床検査技師 理学療法士	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11

作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士						
歯科衛生士	短大卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
	高校専 攻科卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
		4	10	15	18	20

備考 薬剤師、公認心理師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(4) 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許 等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
看護師	大学卒			5	5	2
		0	5	10	12	
	短大卒			7	5	2
		0	7	12	14	
准看護師	准看護師 養成所卒		7	7	8	
		0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以

後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(5) 技能職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒		5	3	6	2
	0	5	8	14	16

別表第6 初任給基準表

(1) 事務職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 25 号 給
	短大卒業程度		1 級 15 号 給
	高校卒業程度		1 級 5 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 1 号 給

(2) 医療職給料表(1) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	2 級 9 号 給
	大 学 6 卒	1 級 13 号 給

(3) 医療職給料表(2) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 15 号 給
	大 学 4 卒	2 級 1 号 給
公 認 心 理 師	修 士 課 程 修 了	2 級 9 号 給
	大 学 卒	2 級 1 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給
診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 17 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 11 号 給

(4) 医療職給料表(3) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
看 護 師	大 学 卒	2 級 11 号 給
	短 大 3 卒	2 級 5 号 給
	短 大 2 卒	2 級 1 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 1 号 給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当したもので、看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

(5) 技能職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
高 校 卒	1 級 17 号 給

別表第7 学歴免許等資格区分表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校又は特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、旧保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第8 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程 修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程 修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻 科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3年	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻 科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第9 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	

別表第9 昇格時号給対応表

(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	38	51	52	69	51	33		
83	39	51	52	69	51	34		
84	40	51	52	69	51	34		
85	41	52	53	69	51	35		
86	41	52	53	70	51			
87	42	52	53	70	51			
88	42	52	53	70	51			
89	43	53	54	71	52			
90	43	53	54	72	52			
91	44	53	54	73	52			
92	44	53	54	74	52			
93	45	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						

別表第9 昇格時号給対応表
(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

(3) 医療職給料表(2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27

(3) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
58	34	42	46	38	37	27
59	35	43	47	39	37	27
60	36	44	48	40	38	27
61	37	45	49	41	38	27
62	37	46	50	41	38	27
63	38	47	51	41	39	28
64	38	48	52	42	39	28
65	39	49	53	42	39	28
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	
76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	46	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	47	59	65	47	43	
82	47	59	65	47	44	
83	48	60	66	47	44	
84	48	60	66	47	44	
85	49	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	68	
98	77	74	85	68	
99	78	75	86	69	
100	78	76	86	69	
101	79	77	87	69	
102	79	78	87	69	
103	80	79	88	70	
104	80	80	88	70	
105	81	81	89	70	
106	81	81	90	70	
107	81	81	91	71	
108	82	82	92	71	
109	82	82	92	71	
110	82	82	92	71	
111	83	83	93	72	
112	83	83	93	72	
113	83	83	93	73	
114	84	84	94		
115	84	84	94		
116	84	84	94		
117	85	85	95		

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
118	85	85	95		
119	85	85	95		
120	85	86	96		
121	86	86	96		
122	86	86	96		
123	86	87	97		
124	86	87	97		
125	87	87	97		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	91			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	92			
142	92	92			
143	92	93			
144	92	93			
145	93	93			
146	93	93			
147	93	94			
148	93	94			
149	94	94			
150	94	94			
151	94	95			
152	94	95			
153	95	95			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	29
60	24	48	32	30
61	25	49	33	30
62	26	49	34	30
63	27	50	35	31
64	28	50	36	31
65	29	51	37	31
66	30	51	38	32
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37
83	46	60	55	37
84	46	60	56	37
85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	37
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	62	62	38
92	50	62	62	38
93	51	63	63	38
94	51	63	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	57	66	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	58	66	72	
109	58	67	73	
110	58	67	73	
111	59	67	74	
112	59	67	74	
113	59	68	75	

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
114	60	68	75	
115	60	68	76	
116	60	68	76	
117	61	69	76	
118	61	69	76	
119	62	69	76	
120	62	69	76	
121	63	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	76	
126		70	76	
127		70	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		71	76	
132		71	76	
133		71	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示

別表第10

給料の調整に係る適用区分表

勤務箇所	職 員		調整数
医療療育センター	1	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及保育士で常時児童と起居を共にする職員	3
	2	診療放射線技師	
	3	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び保育士（児童福祉法に定める知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設に従事することを本務とする職員を除く。）で1に掲げる者以外の者	2
	4	看護師及び准看護師で常時児童と起居を共にする職員	
	5	病理細菌技術者（臨床検査技師）	
	6	看護師及び准看護師で4に掲げる者以外の者	1
	7	心理判定指導員	
	8	社会福祉士	
	9	保育士で1及び3に掲げる者以外の者	
	10	公認心理師	

別表第10の2

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円

2 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

3 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円

4 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

5 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

別表第1-1 管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
センター	センター長	二種
	副センター長	三種
	科長（診療部）	四種
	看護部長	五種
	看護部次長 上席主幹	六種
	看護師長	七種
経営統括本部	次長	三種
	課長	四種

別表第1-1の2 管理職手当の支給額

1 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	三種	70,800円
6級	三種	66,500円
	四種	58,200円
	五種	49,900円
	六種	41,600円
	七種	33,200円
5級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円

2 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	一種	137,700円
	二種	110,100円
	三種	99,100円
3級	二種	102,800円
	三種	92,500円
	四種	82,200円

2級	四種	76,400円
----	----	---------

3 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	三級	78,800円
6級	四種	66,500円
5級	四種	62,800円
	五種	55,000円
	六種	47,100円
	七種	39,300円
4級	五種	41,800円

4 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当の額
6級	四種	69,300円
5級	五種	55,300円
	六種	47,400円
	七種	39,500円

別表第12 初任給調整手当

期間の区分	支給額
	円
1年未満	308,600
1年以上2年未満	308,600
2年以上3年未満	308,600
3年以上4年未満	308,600
4年以上5年未満	308,600
5年以上6年未満	308,600
6年以上7年未満	308,600
7年以上8年未満	308,600
8年以上9年未満	308,600
9年以上10年未満	308,600
10年以上11年未満	308,600
11年以上12年未満	308,600
12年以上13年未満	308,600
13年以上14年未満	308,600
14年以上15年未満	308,600
15年以上16年未満	308,600
16年以上17年未満	305,300
17年以上18年未満	302,000
18年以上19年未満	298,700
19年以上20年未満	295,400
20年以上21年未満	292,100
21年以上22年未満	278,300
22年以上23年未満	264,300
23年以上24年未満	250,800
24年以上25年未満	236,900
25年以上26年未満	223,200
26年以上27年未満	205,600
27年以上28年未満	188,500
28年以上29年未満	171,200
29年以上30年未満	153,600
30年以上31年未満	135,600

31年以上32年未満	117,300
32年以上33年未満	99,400
33年以上34年未満	73,400
34年以上35年未満	49,100
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

別表第13

自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額	
	自動車(自動二輪車を除く。)	自動車(自動二輪車を除く。) 以外の交通の用具
4キロメートル未満	円 2,000	円 2,000
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,100	3,100
6キロメートル以上8キロメートル未満	4,300	4,200
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,500	5,500
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,800	6,800
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,000	8,000
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,100	9,100
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,100	10,100
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,100	11,100
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,000	12,000
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,100	
24キロメートル以上26キロメートル未満	14,300	14,300
26キロメートル以上28キロメートル未満	15,400	
28キロメートル以上30キロメートル未満	16,600	16,600
30キロメートル以上32キロメートル未満	17,700	
32キロメートル以上34キロメートル未満	18,900	
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,000	20,000
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,100	
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,300	

40キロメートル以上42キロメートル未満	23,400	23,400
42キロメートル以上44キロメートル未満	24,600	
44キロメートル以上46キロメートル未満	25,700	
46キロメートル以上48キロメートル未満	26,800	
48キロメートル以上50キロメートル未満	28,000	
50キロメートル以上52キロメートル未満	29,100	
52キロメートル以上54キロメートル未満	30,300	
54キロメートル以上56キロメートル未満	31,400	
56キロメートル以上58キロメートル未満	32,600	
58キロメートル以上60キロメートル未満	33,700	
60キロメートル以上62キロメートル未満	34,800	
62キロメートル以上64キロメートル未満	36,000	
64キロメートル以上66キロメートル未満	37,100	
66キロメートル以上68キロメートル未満	38,300	
68キロメートル以上70キロメートル未満	39,400	
70キロメートル以上72キロメートル未満	40,600	
72キロメートル以上74キロメートル未満	41,700	
74キロメートル以上76キロメートル未満	42,800	
76キロメートル以上78キロメートル未満	44,000	
78キロメートル以上80キロメートル未満	45,100	
80キロメートル以上82キロメートル未満	46,300	

82キロメートル以上84キロメートル未満	47,400	
84キロメートル以上86キロメートル未満	48,600	
86キロメートル以上88キロメートル未満	49,700	
88キロメートル以上90キロメートル未満	50,800	
90キロメートル以上	51,400	

別表第14 加算を受ける職員及び加算割合

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
医療職給料表(1)	職務の級4級及び3級の職員	100分の15
	職務の級2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
技能職給料表	職務の級6級の職員で理事長の定める職員	100分の10
	職務の級5級の職員で理事長の定める職員	100分の5

別表第15 勤勉手当期間率表

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0